

【審議の概要】

・検討の趣旨

本市には、大阪府内で唯一、民間事業者が設置運営する管理型の産業廃棄物最終処分場が立地しており、周辺地域から排出される産廃が集積されている。それに伴う環境リスクは、交通量の増加、道路の過度の劣化、CO₂排出量の増加、大地震発生時等の浸透水による土壌や地下水の汚染リスク、処分場閉鎖後の維持管理リスク等様々な可能性が考えられ、これらのリスクの低減のために、産廃の排出の排出埋め立ての抑制および、最終処分場の新設、増設の抑制、そして後ろ倒しを誘導することが望ましいと考えられる。

・府内の最終処分場

最終処分場の種類は、安定型、管理型、遮断型の3種類あり、府内に設置されている民間の主な産廃の最終処分場は、柏原市にある安定型の最終処分場と、本市の平井町にある管理型の最終処分場の二つである。

大阪府によると、柏原市の事業所が設置する処分場の埋め立ては既に終了しており、現在稼働中の民間の処分場は、和泉市だけである。

・廃棄物の定義及び、産廃に係る事務について

産業廃棄物…広義の事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類および令第1条第1号から第13号までに掲げる廃棄物をいう。

産廃に係る事務…廃棄物の処理および清掃に関する法律、通称、「廃掃法」に基づき行われるもので、産廃の収集運搬業の許可、産廃の処分業の許可、立ち入り検査や指導等、産廃の適正処理に係る啓発等の事務がある。廃掃法の権限は都道府県、政令指定都市、中核都市が有しており、大阪においては、大阪府、大阪市、堺市といった自治体はその権限を持っている。

一方で、一般市においては、廃掃法の直接的な権限は有しておらず、産廃を取り扱う事業者に対しては、騒音、振動、悪臭に係る指導権限を有している。

・最終処分場設置に伴う本市の追加的な行政需要やリスク

産廃搬入車両による交通量の増加や交通量増加に起因する道路の過度の劣化、また、交通量増加に起因するCO₂排出量の増加や、搬入作業に伴う騒音振動の発生など様々な環境リスクが、本市は起きていると言える。このようなリスクを低減する手法として、産業廃棄物税や協力金制度の創設、活用が考えられる。

・他自治体における産廃に関する制度

産業廃棄物税…27 道府県および北九州市で導入されている法定外目的税。主に産廃の最終処分場への搬入に対して課税をしている。

現状として、管理型の最終処分場の埋め立て期間において、産廃の搬入量に対して、1 t 当たり 1,000 円の課税を行っている。

近畿地方では、兵庫県と大阪府以外の自治体は、産廃税もしくは産廃税に類する制度を導入している。

・既存の産廃税の導入理由・目的について

導入理由…産廃の発生、排出抑制やその他適正な処理の促進や、産廃に係る施策の財源確保のため

課税の根拠…産廃の排出事業者等は、都道府県等の産廃施策によって、処分地を確保されるといった受益を得ているが、応分の負担をしていないため

本市では産廃に関する権限を持たないため、上記と同様の導入理由や課税の根拠を取ることは困難である。

・本市の産廃税等導入に関する考え方

政策目的の達成を、最終処分場の設置業者等に新たな負担を求めることで、様々な環境リスク等の抑制をすることと考える。

新たな負担を求めることで、副次的に財源を確保できるため、特別の行政需要への対応も可能となる。

既存の産廃税と同様の排出量等への課税等に加え、最終処分場の設置運営等に対しても課税等を行うことが、政策目的の達成のために有効であると考えられる。

【答申案について】

産業廃棄物の管理型最終処分場の立地およびそれに伴う諸課題については、和泉市特有のものであり、このようなリスクを低減する方法の一つとして、産業廃棄物税や協力金制度を新たに創設し、それを財源に環境対策やまちづくりにかかる施策に活用することは、和泉市の持続可能なまちづくりを行う上でも有効な方法と考えられる。

具体的な徴収方法など制度設計については、和泉市の置かれた状況を考慮することに加え、産業廃棄物税を有する他地域との均衡にも配慮するとともに、徴収対象となる事業者の担税力を考慮した上で、各々の長所や短所を踏まえて丁寧に検討することが重要である。

○質疑

【委員】

和泉市における産廃税等の制度設計について、実際に埋め立て期間が29年ぐらいを想定されていて、その後に10年間維持管理の費用がかかるという形になっていますが、どういう制度設計をして10年分の税を取るとお考えですか。

今は取ってなくて、今後10年分の税を取るとなると難しいのではないかと思います。

【事務局】

はじめに、前提としまして、今回の議題であります産廃税、若しくは協力金制度の導入については、持続可能なまちづくりに向けた一つの提案でございますので、決定事項ではありません。その上で、10年というのは、統計上今まで見た資料の中での平均の年数なので、20年、30年かかる場合もあります。

仮に、産廃税、協力金制度を導入する場合は、事業者との担税力や周辺への影響等を考慮し、今後、丁寧に制度設計を行っていく必要があると考えています。

【増田会長】

他の自治体での状況で、他の自治体は埋め立て終了後の維持管理期間に対して何らかの課税なり協力金を取っている事例はないという理解でいいでしょうか。

それに対して、今回の報告としては、埋め立て終了後の維持管理年数に対しても、何か税をかけるか、若しくは、協力金を取るという方向で、報告いただいたということでいいでしょうか。

【事務局】

はい、そのとおりでございます。

【増田会長】

埋め立て期間だけで行う場合も、その後の管理期間も含めての場合も、これから詳細を詰めていくという認識でいいでしょうか。

【事務局】

詳細な制度設計につきましては、今後詰めていきたいと考えています。

【委員】

答申にありますように、今後、丁寧に議論を重ねていくべき様々な問題がある中で、例えばこういったことを検討できないかという説明だったと思います。

【増田会長】

一般市では産廃の権限がないとのことですが、先ほどお話のあった御坊市は、一般市で税として運用していると理解していいのでしょうか、それとも全国初の取り組みというふうな理解なのか、いかがでしょうか。

【事務局】

御坊市さんの負担金条例は、税ではありません。

【増田会長】

税ではないということは全国的には一般市で導入しているというのは、もしも成立すれば、全国初ということになるのでしょうか。

【委員】

北九州市さんや、あるいは横浜の緑税とかそういった環境行政に関わって、法定外で様々な税としての負担をお願いしているという事例もございます。協力金制度も含めると、産廃とは違いますが、富士河口湖町の游漁税のように、その河口湖畔の環境整備のために応分の負担を求める事例はあります。和泉市においても、追加的な経済的な負担を税として求めるという事例はありますが、まちづくりも踏まえて、地域にいる事業者さんに応分の負担を求めていくというものは初めてのものだと思います。

【増田会長】

産廃税ということになると、産廃の権限を有する大阪府が徴収するというのはよく分かりますが、地元市がこういう運用をするというのが名称も含めて適切なのでしょうか。

【委員】

産廃行政の権限とはまた別に、地域の課題を対処する方法ということですので、その中で法定外税の仕組みというのを活用する余地が広がっております。

そういった仕組みも利用しながら地域の課題に自ら対処するための政策という枠組みでいけば十分に成立可能と考えております。

【委員】

産廃税、若しくは協力金という形をとった場合、産廃税は徴収に関しては強制力があるとのことでした。一方、協力金は支払いが任意という形になりますが、支払に強制力はないと思われます。その辺はどう対応されますか。

【事務局】

産廃税と協力金のメリット・デメリットを整理して、制度設計について検討いたします。

【委員】

私は、和泉市には産廃施設はもう必要ないと思っています。ですので、こういった税や協力金制度を新しく作るのであれば、産廃を和泉市に持ち込むのはやめましょうとするほうが良いのではないのでしょうか。

近隣の市で産廃の最終処分場はないんですよ。和泉市は過去からずっとこの産廃をやってきた。そこなんですよ。もういいと思うんですよ、産廃は。

また、産廃税や協力金制度をつくるということは、それを払ったらやってもいいんだとなりかねないと思います。そういうことはもうやめてですね、産廃（の最終処分場）を作らない方法を考えてほしいなと思います。

【増田会長】

ご意見ありがとうございます。

反対意見の表明ということでよろしいでしょうか…。後ほど採決を取って決定したいと考えます。

その他、ご意見ございますか。

【委員】

仮に、こういった制度を設けるとした場合、条例制定が必要となってくるとは思います。現在の処分場は1年程度で終了するというものですので、条例ができたあとに、徴収が後追いにならないのでしょうか。

また、税と協力金では、その徴収において強制力が有るのと無いのとで、会社によって不公平ができるように感じます。このへんのところは、行政がしっかりと考えていかないと考えます。

【事務局】

現在稼働中の最終処分場を対象にするのは条例を遡及させることになり、できませんので、新たな処分場に対して適用させるイメージを持

っています。一方で新たな処分場を造るには、法律の許可取得など2～3年程度かかりますので、そういった話が出た際に、すぐにでも条例化ができれば、後追いせずに間に合うのではないかと考えています。

また、税か協力金かというところについては、今後、制度設計をしていく中でメリット、デメリットを勘案し、判断していきたいと考えています。

【増田会長】

他にご意見ございますか。

【委員】

昨年、私の実家が災害で被災しまして、ガラなど処分しなくてはならなくなりました。ある日、このようなことが起きるのだなと改めて思いました。産廃の処理は必要なことだと思いますし、先ほどの反対のご意見もわかります。ゴミの地産地消ではないですけど、自分の出したゴミは自分のところで処理できるような仕組みがあればとは思っています。

【増田会長】

他にご意見ございますか。

【委員】

交通の影響と、産廃を運搬することの影響と、地域への影響、それぞれを外部不経済的な部分でどの程度考えてらっしゃるのか詳しく聞かせてください。

【事務局】

専門部会でも議論がありましたが、特定の産廃の搬入に関してどれだけ交通量が増加しているのか、CO₂がどれだけ増加したか、市がどれだけ税金を投入しているかといったことの特定は困難です

【委員】

改めてお聞きしますが、本日の会議の目的とといいますか、趣旨はどういうところでしょうか。

【増田会長】

部会からこの審議会に報告をいただいております、資料の1-2を見ていただいたらいいと思いますが、特に資料1-2の3ページ目の結論、この結論に対して、部会の結論を審議会の結論として良いかどうかということは今審議しているということです。

従って、まだ税金を取るとか、或いは協力金を取るとかいうことではなくて、ある一定、持続可能なまちづくりを行う上で有効な方法と考えられますので、基本的には制度設計をきっちりこれから詰めてくださいというご報告とご理解いただければと思います。

今ここで税を取りますかと取りませんかとか、新たな産廃を認めますか認めませんかというそういう議論ではなく、あくまでもこの3ページ目のこの結論を、部会の結論を審議会の結論として、市長に答申していかどうかということは今、皆さん方にお諮りしているというのが、審議内容でございます。

【委員】

これまで大阪府からの補助金といいますか、和泉市に対して、財政的な措置のようなものがあつたのでしょうか。大阪府が産廃の権限を持っているのであれば、処分場の設置についても、費用はある程度、大阪府が負担すべきものだと思うのですが…。

個別に税を徴収するとなると、具体的に必要な金額を作っていた方がいいのではないかと思います。

【事務局】

他県の事例をみましても、大阪府が産廃税を作って、大阪府が徴収するという流れが受け入れやすいとは思っていますが、以前、大阪府とそのへんの話をしたところ、大阪府としては産廃税は作らないという結論に達し、現在に至っております。

大阪府に入ってくる産廃の量と、大阪府から出ていく産廃の量を比べたときに、出ていく量の方が多いたことが理由の一つとの説明でした。

【増田会長】

他にご意見等ございませんでしょうか

本日の審議会では、部会からいただいた報告書の内容を審議会の結論として、市長に答申してもいいかということご議論いただき、一定議論も尽くされたと思います。

それでは、反対意見も頂いておりますので、ここで環境審議会としまして採決を取りたいと思います。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

〈委員による挙手 → 賛成：13名 反対：3名〉

【増田会長】

賛成多数ということで、専門部会からご報告いただいた報告内容をもって、審議会の答申とするという結果となりました。

なお、本日は、今後、制度設計を行っていく中で、リスク等を定量化できないか、産廃の権限を持つ大阪府との関係性をどう考えるのかなど、貴重な意見をいただいております。

また、反対のご意見についてもありましたことから、しっかり議事録に残していただきまして、ご留意いただき、丁寧に検討していただきますようお願いいたします。

本日いただいた意見を踏まえて、今後、制度設計を進めていくとした場合、最終的には行政のほうから審議会に改めてご報告いただくということをお願いしたいと思います。

(2) 和泉市地域脱炭素戦略（案）について

○説明概要

令和5年度第1回の審議会で委員の方から頂いた意見を反映した、修正版の和泉市地域脱炭素戦略の案を報告した。加えて、修正箇所及び、公募のパブリックコメントの提出意見についての説明を行った。なお、パブリックコメントについては、市のホームページに一般公開している。

○質疑等

【増田会長】

前回の会議で委員から出されたものが資料2-3にあり、それに伴って本編並びに概要版がどう修正されたかが記載されております。追加の意見等ございますでしょうか。

【委員】

意見なし

【増田会長】

それでは、これは報告案件ということで、次の案件に入りたいと思います。

(3) その他（信太山丘陵里山自然公園、I-EMS等）

【事務局：説明概要】

○信太山丘陵里山自然公園

令和5年度の活動の概要のほか、令和6年度夏の一部開園に向けた拠点施設や道路の工事状況について説明した。

○I-EMS（和泉市環境マネジメントシステム）

令和4年度における、庁舎内のエネルギー使用量等の実績について報告した。

- ・電気使用量が増加、都市ガスが減少となった。

これは、庁舎移転に伴う、エアコンの方式（ガス式から、電気式のエアコンに変更となった。）の変更によるものである。

- ・水道使用量、公用車燃料消費量及び紙の購入量については、概ね横ばいとなった。

- ・可燃ごみの量は減少した。

○質疑

【増田会長】

I-EMSの表に関して、電気とガスでは単位が全く違うため、単純に比較できないのですが、トータルの二酸化炭素排出量で比較すると、エネルギー量は減少していますか。

【事務局】

トータルの二酸化炭素排出量は、489.3t から 420.9t へと減少しております。

【委員】

他にも床面積は増えているので、良い効果が出ているのではないのでしょうか。

【増田会長】

極端に言うと、旧庁舎と比べて、平米単価、平米の割合で割り戻したら、床面積が増えた分負荷が上がるはずですが、下がっているので、更に効果があるのではないかというご指摘でした。

他にご意見等ございませんでしょうか。

【委員】

意見なし

【増田会長】

ご意見等ないようですので、これにて本日の議事はすべて終了となります。ありがとうございました。

以上